

広島県LPガス料金高騰対策支援事業
(第2期)
事務処理マニュアル

令和5年12月

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局
(一般社団法人広島県LPガス協会)

目次

1 はじめに	1
2 第2期支援事業の概要	1
(1) 目的	1
(2) 概要	1
(3) 値引きの対象者	1
(4) 値引きの実施	1
(5) 値引き額の明示	2
(6) LPガス販売事業者の要件	2
(7) LPガス販売事業者への支給額	2
(8) 帳簿類の保存	2
3 手続きの概要	3
(1) 手続きの流れ	3
(2) 手続き方法	3
(3) 各種手続きについて	4
① 同意書の提出	4
② 概算払い	4
③ 実績報告書	4
④ 実績報告(第2回目)及び精算払い請求書	5
⑤ 証憑類による確認	5
⑥ 額の確定通知及び精算払い(事業費の支給)	5
4 お問い合わせ先	6

1 はじめに

「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」については、広島県の委託を受け、広島県LPガス協会は本年10月から12月までの3ヶ月にわたり、広島県内のLPガス一般消費者等に対して、LPガス販売事業者を通じた利用料金の値引き支援を行ってきました。(以下「第1期支援事業」という。)

このたび、第1期支援事業に引き続き、広島県からの委託により、「広島県LPガス料金高騰対策支援事業(第2期)」(以下「第2期支援事業」という。)として、値引きの事業を実施することとなりました。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められておりますので、本事業に参加する事業者は、本事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)及び第1期支援事業の事務処理マニュアルに基づき適正な実施をお願いします。

※ 本事務処理マニュアルは、第1期支援事業と異なる場合や気を付けていただきたい点等を中心に記載しています。

2 第2期支援事業の概要

(1) 目的

エネルギー価格が高騰する中、LPガス販売事業者を通じた利用料金の値引きにより、広島県内のLPガス一般消費者等の負担軽減を図るものです。

(2) 概要

広島県内でLPガスを使用する一般消費者等を対象に、広島県が指定する値引き額により、当該対象の1契約(1メートル)当たりのLPガスの利用料金(基本料金と従量料金の合計)より値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用を事業費として支給します。

(3) 値引きの対象者

第1期支援事業と同じ

(4) 値引きの実施

[支援額]

支援対象者1契約(1メートル)につき、最大1,750円(税抜)とします。

※令和5年10月使用分から令和6年4月使用分までの7か月相当分(250円×7か月)

[値引き方法]

原則として、令和6年1月請求において1,000円(税抜)の値引きを行います。(第1回目実施)

また、令和6年4月請求において750円(税抜)の値引きを行います。(第2回目実施)

※値引き実施に係る注意事項

- ・システムの都合上、1月に値引き実施できない場合は、2月において実施することを可能とします。
- ・使用量が少ない場合や月の途中での契約等により、第1回目の1月の利用料金(税抜)が値引き額の1,000円(税抜)に満たない場合は、利用料金と同額を値引き額とします。

また、第2回目の4月の利用料金（税抜）が値引き額の750円（税抜）に満たない場合も同様とします。

(5) 値引き額の明示

事業者が本事業による値引きを実施する際、支援対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、Web 明細などに以下の内容を明示してください。

<値引きの事実確認のための記載事項>

①値引き前後の額

※システムの都合により値引き前の額が表示できない場合は値引き後の額のみを明示でよい

②値引き額（第1回目については「1,000円（税抜）」、第2回目については「750円（税抜）」

③「広島県LPガス料金高騰対策支援事業により最大1,000円（税抜）を値引きしています。」の文言を明示する。（第2回目においては「最大750円（税抜）」と明示）

※1. 請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみを記載でも差し支えないものとします。

※2. 値引き実施の明示においては、少なくとも「広島県」の支援により最大1,000円（第2回目においては750円）の値引き」を明示してください。

※3. 第1期支援事業で行った「値引きの周知」については、引き続き第2期支援事業を実施することから、省略とします。ただし、コミュニティーガス利用者への周知はガス事業法で定められているため、第1期支援事業と同様に「値引きの周知」が必要となります。

(6) LPガス販売事業者の要件

第1期支援事業と同じ

(7) LPガス販売事業者への支給額

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を事業費として支給します。

費用の支給は、原則、最終の値引き実施報告において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給（精算払い）します。なお、概算払いが必要な事業者については、請求を令和6年3月1日以降にいただき、支払いについては令和6年4月下旬以降を予定しております。

[値引き実施に当たっての原資]

1 契約につき最大1,750円

[事務負担費用]（第2期支援事業分）

- ・ 支援対象者数 300 件以下 : 30,000 円
- ・ 支援対象者数 300 件超 : 1 件につき 100 円 （ただし上限額 100,000 円）

(8) 帳簿類の保存

本事業は広島県が定めた「LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）補助金交付要綱」に基づき実施する事業であることから、本事業実施に係る帳簿及び書類の保存期限は、同要綱第13条の規定に基づき、事業完了の日から10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとします。

3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

①「同意書」の提出：令和5年12月25日(月)～令和6年1月31日(水)

第2期支援事業の実施に当たって、第1期支援事業の登録事業者においては「同意書」の提出をもって事業へ参加するものとします。

第1期支援事業でお使いいただいたマイページより、同意書を提出してください。

郵送により同意書を提出される事業者は、第2期支援事業のDM到着後、様式1による同意書を提出してください。

※マイページによる申請の場合、同意書の添付は必要ありません。必要項目がございますので、ご入力いただき、提出を完了させてください。

なお、同意書の提出をもって事業の着手としますので、同意については支援対象者に対する第1回目の1月値引き実施日（請求日）より前となるようご対応ください。

②値引きの実施

第1回目：令和6年1月請求

（なお、1月請求による実施ができない場合は、2月請求による実施も可）

第2回目：令和6年4月請求

③実績報告

第1回目実施に係る実績報告：令和6年2月29日（木）

（※なお、第1回目値引き実施を2月に行った事業者について3月29日(金)とします。）

第2回目実施に係る実績報告：令和6年5月20日（月）

④精算払い

第2回目の実績報告（精算払い請求書を兼ねる）の提出後、証憑類の確認を行った上で、額を確定し、6月下旬を目途に精算払いを行います。

(2) 手続き方法

原則、以下の Web サイトより電子申請により行ってください。

なお、電子申請が行えない場合ややむを得ない場合は、Web サイトより各種様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送により提出してください。その場合、書類の紛失などを防ぐために、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）により郵送してください。

※ すべての手続き書類について印鑑の押印は不要です。

※ 各種様式を Web サイトから入手できない方は事務局より郵送しますので、ご連絡ください。

○ Web サイト：<https://www.hiroshima-lpg.jp/>

○ 郵送先住所：〒731-0199 広島県広島市安佐南区西原 5-10-8 安佐南郵便局留め
「広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局宛」

※ 配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）で提出すること

(3) 各種手続きについて

① 同意書の提出

事業者が本事業による値引きを実施するには、「**同意書**」(様式1)の提出が必要です。
なお、受付期間内での登録申請が困難な事業者は、事前に事務局までご連絡ください。

【表1：同意書の受付期間、提出書類一覧】

受付期間		令和5年12月25日(月)～令和6年1月31日(水)	
提出書類		様式	
1	同意書	様式1	

② 概算払い(必要な事業者のみ)

値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給としますが、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合、第1回目値引き実施相当額を上限に「**概算払い請求書**」(様式2)により概算払い(前払い)を請求することができます。

(概算払い請求書提出期間：令和6年3月1日～3月15日)

概算払い請求書には、請求額の根拠として、第1回目の値引き実施相当額を記載して下さい。

概算払い請求書及び第1回実績報告について事務局による審査を経た上で、概算払い額を決定し、所要額を支給します。(支払い時期：令和6年4月下旬以降)

なお、すべての値引きが完了し、支給すべき事業費の総額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その差額を事務局に返還していただきます。

【表2：概算払いの上限額、概算払い請求書の提出期間、提出書類一覧】

概算払いの額		第1回目値引き実施相当額	
提出期間		支払い時期	
概算払い請求書提出期間	令和6年3月1日(金)～3月15日(金)	令和6年4月下旬以降	
提出書類		様式	
1	概算払い請求書	様式2	

③ 実績報告書

第1回及び第2回の値引きの実施後、当該月の実施状況(支援契約件数と値引きした金額の総額)を「**実績報告書**」(様式3-1)により報告してください。

各実施月(全2回)の実績報告書には、値引きの実施を証する書類(検針伝票、請求伝票、等)を添付してください。

値引きの事実が確認できる書類(任意に抽出した支援対象者への請求書等)は最低でも3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件ごとに1件の証憑類を追加提出してください。

【表3：実績報告期日、提出書類一覧】

(第1回) 令和6年1月実施分の報告期日	令和6年2月29日(木) (様式3-1) (※2月実施の場合は3月29日(金))
(第2回) 令和6年4月実施分の報告期日	令和6年5月20日(月) (様式3-2)

提出書類		様式
1	実績報告書	様式3-1
2	値引き実績一覧表	別添1 (※1)
3	値引き実施を証する書類 (3件以上)	表5の書類

※1. 値引きを実施した全ての契約者について、別添1「値引き実績一覧表」により「① お客様コード(管理番号)など」、「②お客様所在県市町(必ず広島県から記入)」、「③ 値引き額(税抜)」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。

なお、郵送の場合であっても、別添「値引き実績一覧表」の様式により、必要項目を記載の上、提出してください。

④ 実績報告(第2回目)及び精算払い請求書

第2回目の値引き実施に係る実績報告書(様式3-2)の提出でもって第2期支援事業の完了とし、あわせて精算払い請求を行います。

第1回の実績報告書と同様、第2回値引き実施に係る値引き実績一覧表及び値引きの実施を証する書類(検針伝票、請求伝票、等)3件分以上を添付してください。

なお、精算払いの関係もありますので、提出にあたっては期限(令和6年5月20日)を厳守してください。

【表4：実績報告(第2回目)の提出書類一覧】

提出書類		様式
1	実績報告書兼精算払い請求書	様式3-2
2	値引き実績一覧表	別添2
3	値引き実施を証する書類 (3件以上)	表5の書類

第2回報告期日	令和6年5月20日(月) (期日厳守のこと)
---------	------------------------

⑤ 証憑類による確認

第1期支援事業と同じ

【表5：証憑類による確認に係る提出書類】

提出書類	
1	値引きの事実を確認することができる検針伝票、請求伝票、領収書やWeb明細の写し、帳簿書類の写し、システム画面のハードコピー(スクリーンショット)等

⑥ 額の確定通知及び精算払い(事業費の支給)

第1回及び第2回の実績報告における証憑類等により本事業の適正な実施が認められた事業者

に対して額の確定を行い、令和6年6月下旬を目途に精算払いを予定しています。

4 お問い合わせ先

広島県LPGガス料金高騰対策支援事業事務局

TEL：050-3659-6271（お問い合わせ専用回線）

受付時間：午前9時～午後4時30分（土日祝日・年末年始12月28日～翌年1月4日を除く）

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

申請者	ID番号	※
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	
	販売事業者 登録番号	

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）の実施に係る同意書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）の実施について、広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）事務処理マニュアルに基づき、本書を提出します。

記

1. 同意事項（下記□内にチェック☑を入れ提出すること）

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）の実施について同意します。

2. 支援対象者数（1月時点での支援対象者数）

支援対象者数 _____ 件

以上

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

請求者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ID番号は前回と同じです。第1期支援事業でお送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業支援（第2期）助成金概算払い請求書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）事務処理マニュアルに基づき、下記のとおり請求します。

なお、全ての値引きが完了し、支給すべき事業費の総額が確定した場合において、その額が概算払いの金額を下回っている場合は、その差額を返納します。

記

1. 同支援事業概算請求金額（算用数字を使用すること。） _____円

※1月実施の販売事業者は1月の値引き実施合計額

※2月実施の販売事業者は2月の値引き実施合計額

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

登録者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ID番号は前回と同じです。第1期支援事業でお送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期） 実績報告書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）事務処理マニュアルに基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 値引き実施件数 _____ 件

2. 値引き実施額の合計額（当該実施分請求額） _____ 円

※値引き実施一覧表の値引額合計（税抜）を記入する

3. 添付書類

- ・値引き実施一覧表（別添1）
- ・値引きの事実を確認できる証憑類

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加で必要となります。（例）支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5,600件⇒6件証憑類

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

登録者	ID番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ID番号は前回と同じです。第1期支援事業でお送りしたDM「LPガス料金の値引き事業のご案内」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）
実績報告書（最終）兼精算払い請求書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第2期）事務処理マニュアルに基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 値引き実施件数 _____ 件
2. 値引き実施額の合計額（第2回実施分請求額） _____ 円
- ※値引き実施一覧表の値引額合計（税抜）を記入する

3. 添付書類

- ・値引き実施一覧表（別添2）
- ・値引きの事実を確認できる証憑類

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件毎に1件の証憑類が追加で必要となります。（例）支援対象者数 800件⇒3件証憑類 5,600件⇒6件証憑類

4. 精算払い請求額 _____ 円

項目	件数	金額(税抜き)
1月実施分	件	円
4月実施分	件	円
事務負担費用 ※1	件	円
① 合計	—	円
② 概算払い請求額 ※2	—	円
精算払い請求額 (①-②)	—	円

※1 支援対象契約件数 300件以下：30,000円 300件超は1件につき100円（上限100,000円）とし、第1回、第2回実施分の実績報告書の中で、最大の件数をご記入ください。

※2 概算払い請求を行っている事業者は振込まれた金額を明記してください。（振込は4月下旬予定）

値引き実施一覧表

別添1

ID番号	
事業所名	
申請対象	1月実施

値引額合計(税抜)	
支援対象者件数	

件

No	①	②	③
	お客様番号 (管理番号など世帯を特定できるもの)	お客様所在区市町 (必ず広島県から記入)	値引額 (税抜)
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	広島県広島市	¥1,000
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

値引き実施一覧表

別添2

ID番号		値引額合計(税抜)	
事業所名		支援対象者件数	
申請対象	4月実施		

No	①	②	③
	お客様番号 (管理番号など世帯を特定できるもの)	お客様所在県市町 (必ず広島県から記入)	値引額 (税抜)
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	広島県広島市	¥750
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

《 利用料金の値引きの周知（例） 》 ※ 周知を行う際、検針票に添付する場合等に適宜ご使用ください。

<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、1月については「1,000円（税抜）」、4月については「750円（税抜）」上限に最大1,750円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>事業者名</u></p>

